

**富山市一般廃棄物処理基本計画【後期】
（平成24～28年度）**

〔概要版〕

平成24年4月

富 山 市

目 次

| | |
|----------------------|----|
| 第1章 はじめに | 1 |
| 1. 1 後期計画策定の趣旨 | 1 |
| 1. 2 計画の期間 | 1 |
| 1. 3 将来指標（将来人口） | 2 |
| 1. 4 計画の性格と位置づけ | 2 |
| 第2章 ごみ処理基本計画 | 3 |
| 2. 1 基本理念 | 3 |
| 2. 2 基本方針 | 3 |
| 2. 3 計画目標（数値目標）の設定 | 4 |
| 第3章 生活排水処理基本計画 | 16 |
| 3. 1 基本理念 | 16 |
| 3. 2 基本方針 | 17 |
| 3. 3 対象となる生活排水及び処理主体 | 18 |
| 3. 4 生活排水の処理体系 | 18 |
| 3. 5 生活排水の処理計画 | 19 |
| 3. 6 し尿・汚泥の処理計画 | 20 |

第1章 はじめに

1.1 後期計画策定の趣旨

富山市（以下、「本市」という。）では、本市が目指す循環型まちづくり「脱埋立都市とやま」の形成に向けての起点計画として『富山市一般廃棄物処理基本計画（以下、「当初計画」という。）』を平成18年度に策定しました。

当初計画では、今後10年間で本市が目指していく将来像を明らかにするとともに、一般廃棄物処理に係る問題意識を市民・事業者・行政間で共有し、独自または相互に連携しながら果たしていく役割を具体的に示しました。現在、その役割に基づいて、各施策に取り組んでいるところです。

平成23年度は、当初計画の前期の目標年度にあたることから、これまで実施してきた施策の進捗状況や目標値の検証をするとともに、平成22年度に改定された国の廃棄物処理指針や社会情勢の変化等も踏まえた上で、当初計画の目標や施策を見直すこととし、見直し後の計画を後期計画とします。

1.2 計画の期間

当初計画の計画期間は平成19年度から平成28年度までの10年間としています。なお、前期の計画期間は平成19年度から平成23年度まで、後期の計画期間は平成24年度から平成28年度までとしています。

1.3 将来指標(将来人口)

将来人口は、上位計画である『富山市総合計画』の将来人口と整合を図っています。

これによると、後期の目標年度(平成28年度)における将来人口は、当初計画より減少傾向がゆるやかになることが見込まれています。

表1-3-1. 当初計画における将来指標(将来人口)※¹

| 実 績 | | 将来見込み | |
|---------|---------|---------|---------|
| | | 前期の目標年度 | 後期の目標年度 |
| 平成12年度 | 平成17年度 | 平成23年度 | 平成28年度 |
| 420,804 | 421,156 | 417,744 | 410,300 |



表1-3-2. 後期計画における将来指標(将来人口)※²

| 実 績 | 将来見込み |
|---------|---------|
| | 後期の目標年度 |
| 平成23年度 | 平成28年度 |
| 421,630 | 411,119 |

※¹ 出典：「富山市将来人口推計報告書 平成17年10月 富山市企画管理部企画調整課」

※² 出典：「富山市の将来人口推計概要(平成22年12月)」富山市企画管理部企画調整課資料

注記¹ 実績は、各年度10月1日の国勢調査または富山県人口移動調査の値。

注記² 当初計画における将来見込みは、総合計画策定基礎調査※¹に示された人口から推定したもの。総合計画策定基礎調査の人口推計は平成12年度を最終実績値とした5年毎(平成17年度、平成22年度、平成27年度、平成32年度…)の推計値のため、年度間の人口は内挿により求めた。

注記³ 後期計画における将来見込みは、「富山市の将来人口推計概要(平成22年12月)」※²に示された人口から推定したもの。人口推計は平成17年度を最終実績値とした5年毎(平成22年度、平成27年度、平成32年度…)の推計値のため、年度間の人口は内挿により求めた。

1.4 計画の性格と位置づけ

この計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、本市における一般廃棄物行政の最上位計画として位置づけ、発生抑制・再使用・再生利用・適正処分等を計画的かつ適正に行うための基本的な考え方を整理し、これらを具体化する施策等を取りまとめます。

また、策定に際しては、上位計画である『富山市総合計画』等と整合を図りつつ、関連方針・関連計画・事業計画との調整にも努めるものとします。

なお、計画の実施のために必要な施策は、毎年度策定している「一般廃棄物処理実施計画」において定めるものとします。

第2章 ごみ処理基本計画

2.1 基本理念

後期計画の目指す基本理念は、次のとおりであり、当初計画より変更はありません。

『脱埋立都市とやま』に向けての挑戦

— 私たち1人ひとりのこころがけと行動で創りあげる循環型まちづくり —

『脱埋立都市とやま』は、排出者である私たち1人ひとりがごみ問題を意識するだけでなく、実際に行動に繋がっていくことで、「埋め立てる」ごみを可能な限りゼロにし、最終的に環境への負荷が小さい循環型まちづくりを形成することを目的として定めたものです。

そのためには、市民・事業者等の協力のもとで、ごみ処理に係る問題意識を共有し、廃棄物処理の優先順位を徹底することが重要になります。そして、減量化意識を行動に繋げるためのしくみづくりや、ごみ処理・処分体系の見直し、「循環ビジネス」等の市場形成への支援・指導等の様々な施策について、できることから段階的に講じていくことで、『脱埋立都市とやま』の形成を目指します。

2.2 基本方針

計画の基本方針は、次のとおりであり、変更はありません。

基本理念を実現していくためには、廃棄物処理の優先順位に基づく廃棄物行政の運営とともに、これらの仕組みを持続的に発展させるための基盤（しくみ・体制）を構築させることが必要になります。

基本方針1

発生源からはじめるごみ減量の推進

— 発生抑制・再使用 —

基本方針2

多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進

— 分別・再生利用 —

基本方針3

環境への負荷が小さい安全で安心な適正処分の推進

— 適正処理・処分 —

基本方針4

計画の実現に向けた体制整備

— 体制・しくみづくり —

なお、定めた基本方針に基づく各施策の方向性については、後節の「(4) 基本方針に基づく施策の展開」(P.11以降)に示しています。

2.3 計画目標(数値目標)の設定

(1) 目標年度及び基準年度について

後期の目標年度は平成28年度とし、基準年度は平成19年度^{※1}とします。

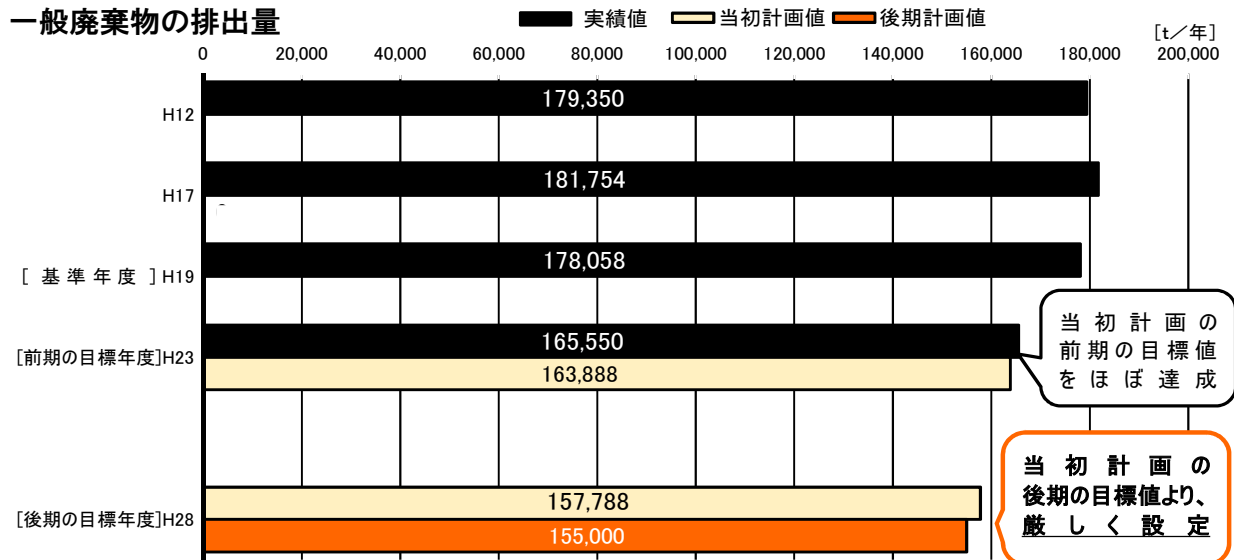
※1当初計画における計画期間の初年度を基準年度とした。

(2) 数値目標

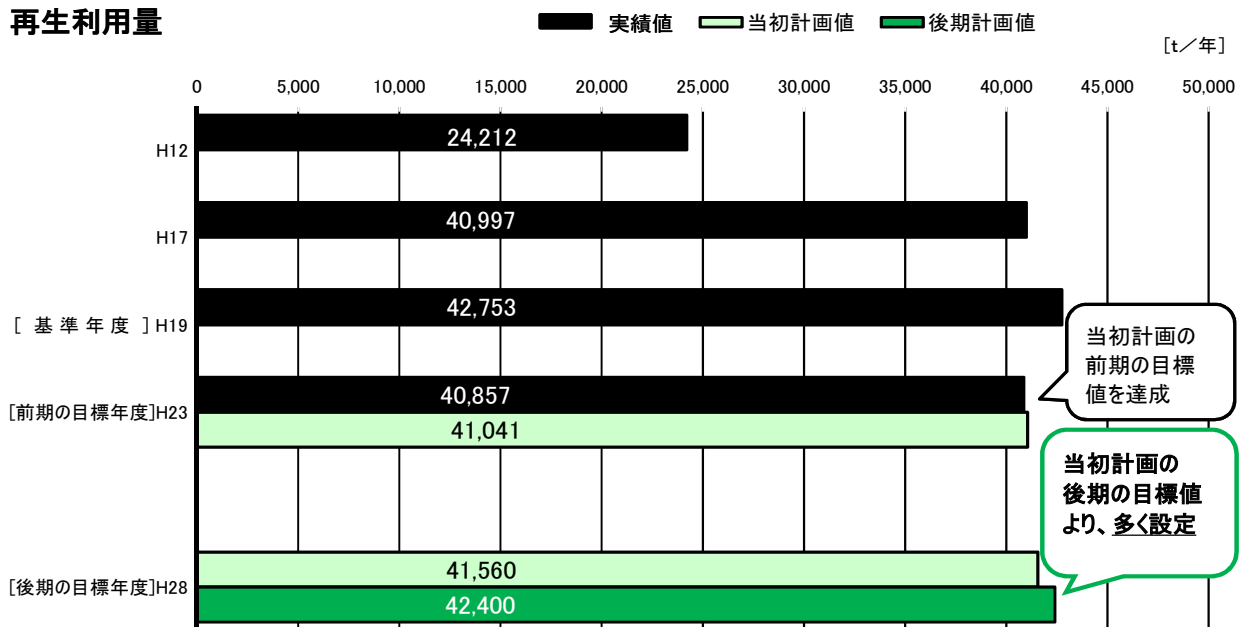
| 計画目標 | 実 績 | | | | 目 標 |
|---|---|---------------|------------------|---------------------|---------------------|
| | 平成12年度 | 平成17年度 | 平成19年度 [基準年度] | 平成23年度 [前期の目標年度] | 平成28年度 [後期の目標年度] |
| 減量化目標 ごみの発生抑制・再使用に対する取り組み目標 | 当初計画 基準年度[H12]に対して、H23までに9%、H28までに12%それぞれ削減します。 | | | | |
| | 100として | 97 (3%削減) | 96 (4%削減) | 91 (9%削減) | 88 (12%削減) |
| | 後期計画 基準年度[H19]に対して、H28までに12%以上削減します。 | | | | |
| | — | — | 100として | 93 (7%削減) | 87 (13%削減) |
| | 100として | 101 (1%増加) | 99 (1%削減) | 93 (7%削減) | 86 (14%削減) |
| 資源化目標 再生利用量に対する推進目標 | 当初計画 当該年度の再生利用率(資源化率)をH23までに25%に、H28までに26%にそれぞれ引き上げます。 | | | | |
| | 14% | 19% | 22% | 25% | 26% |
| | 後期計画 当該年度の再生利用率(資源化率)を、H28までに27%に引き上げます。 | | | | |
| | — | — | 24% | 25% | 27% |
| 最終処分量の削減目標 埋立量の削減目標 | 当初計画 基準年度[H12]に対して、H23までに40%、H28までに45%それぞれ削減します。 | | | | |
| | 100として | 77 (23%削減) | 68 (32%削減) | 60以下 (40%以上削減) | 55以下 (45%以上削減) |
| | 後期計画 基準年度[H19]に対して、H28までに23%削減します。 | | | | |
| | — | — | 100として | 78 (22%削減) | 77 (23%削減) |
| | 100として | 77 (23%削減) | 70 (30%削減) | 55 (45%削減) | 54 (46%削減) |

注記) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値等が一致しない場合がある。

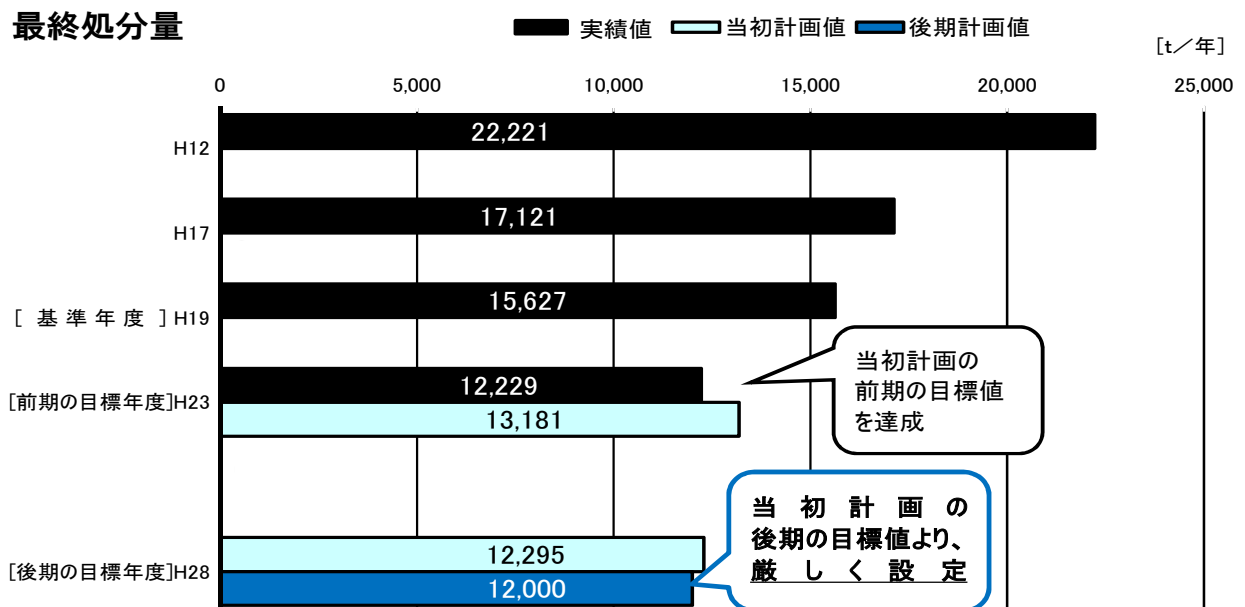
一般廃棄物の排出量



再生利用量



最終処分量



(3) 各目標の内訳

『(2) 数値目標』は、生活系ごみ排出量と事業系ごみ排出量を合わせた一般廃棄物の排出量の目標です。しかしながら、生活系ごみと事業系ごみとでは、排出形態が異なります。

そこで、後期計画では、生活系ごみと事業系ごみ、それぞれにおける減量化・資源化施策の対策面からも、生活系ごみと事業系ごみのそれぞれの目標を明確にします。

① 減量化目標の設定根拠〔一般廃棄物の排出量(総排出量=資源集団回収量+排出量)〕

ア. 生活系ごみ

(ア) 市民1人1日当たりの総排出量〔g/人・日〕

前期の目標年度【平成23年度】の目標値(775.5g)に対し、平成19年度より年間平均1.5%減量した結果、平成23年度の実績値は753gとなり、目標を達成し、減量効果が得られておりますが、今後は更なる減量化を目指し、後期の目標年度【平成28年度】の目標値を702g(平成19比:12%減)とします。

(イ) 年間総排出量〔t/年〕

前期の目標年度【平成23年度】の目標値(118,247t)に対し、平成19年度より6%減量した結果、平成23年度の実績値は116,144tとなり、目標を達成し、減量効果が得られておりますが、今後は更なる減量化を目指し、後期の目標年度【平成28年度】の目標値を105,400t(平成19比:15%減)とします。

イ. 事業系ごみ

(ア) 年間総排出量〔t/年〕

前期の目標年度【平成23年度】の目標値(45,641t)に対し、実績値は39,019tとなり、目標を達成しており、更なる減量化を目指し、後期の目標年度【平成28年度】の目標値(可燃物のみの目標値)を37,000t(平成19比:21%減)とします。

なお、後期計画では、民間による資源化量(以下、「事業系資源物量」という。)を一般廃棄物量に含める^{※1}こととしており、事業系資源物量12,700t【平成28年度】を加え、後期の目標年度【平成28年度】の目標値を49,600t(平成19比:9%減)とします。

^{※1}これまで本市の事業系ごみは、広域圏所管の「富山地区広域圏クリーンセンター」で焼却処理されている可燃ごみのみを扱ってきました。しかしながら、近年、本市内では、民間活力による資源化が進められてきており、これまでは資源化が困難で焼却処理や埋立処分をせざるを得なかったものが、資源物として再生利用できるようになってきました。そこで、本市としては、資源化を実施する事業所を積極的に奨励していくことから、事業所における資源化の状況を量的に把握することで、これまで焼却処理や埋立処分してきたごみの削減をより一層推進していくこととしています。そのため、後期計画では、民間から民間へ流れている資源化量(本市内の民間処分業者による処分量)を事業系資源物量として、これまでの事業系ごみに反映することとします。

7. 生活系ごみ

| 項目 | 単位 | 実績 | | | | 目標 |
|------------------------------------|-------|---------|---------|---------------|-----------------------|------------------------|
| | | H12 | H17 | H19 [基準年度] | H23 [前期の目標年度] | H28 [後期の目標年度] |
| [1]市民1人1日当たりの総排出量 (排出量+資源集団回収量) | g/人・日 | 852 | 822 | 801 | 753 (H19より6%減) | 702 (H19より12%減) |
| [2]年間総排出量 (排出量+資源集団回収量) | t/年 | 130,796 | 126,356 | 123,350 | 116,144 (H19より6%減) | 105,400 (H19より15%減) |

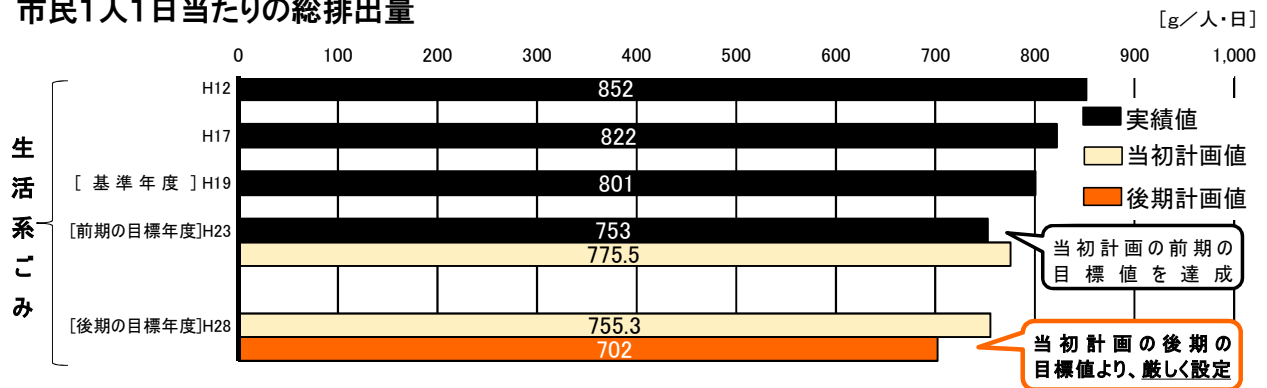
1. 事業系ごみ

| 項目 | 単位 | 実績 | | | | 目標 |
|------------------------------|-----|--------|--------|---------------|------------------|------------------|
| | | H12 | H17 | H19 [基準年度] | H23 [前期の目標年度] | H28 [後期の目標年度] |
| [1]年間総排出量(排出量) [=[2]+[3]] | t/年 | 48,554 | 55,398 | 54,708 | 49,406 | 49,600 |
| [2]事業系ごみ排出量 ^{※1} | t/年 | 48,554 | 47,539 | 46,672 | 39,019 | 37,000 |
| [3]事業系資源物量 (後期計画より追加) | t/年 | 0 | 7,859 | 8,036 | 10,387 | 12,700 |

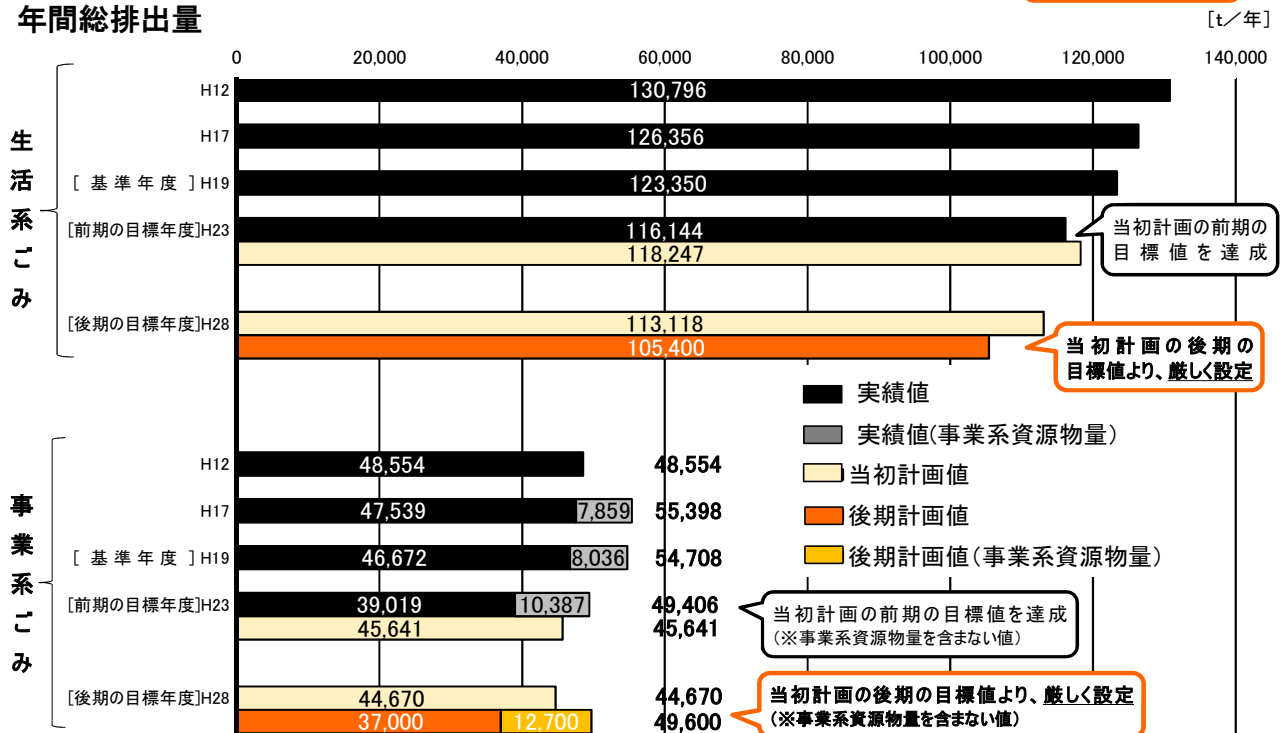
^{※2} 表記の際に端数処理を行ったため、合計値等が一致しない場合がある。

^{※1} 事業系可燃ごみのみ

市民1人1日当たりの総排出量



年間総排出量



注記) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値等が一致しない場合がある。

<この目標を達成するためには>

ア. 生活系ごみ

○環境教育と啓発活動による意識改革の推進

- ・ 3R推進スクール事業
- ・ 「ごみ3R探検隊」事業
- ・ 「大人の3R探検隊」事業

○生活系ごみの発生抑制・再使用の推進

- ・ 金属資源物分別回収の調査・研究
- ・ 水切り運動の推進

イ. 事業系ごみ

○事業系ごみ発生抑制・排出抑制の推進

- ・ 事業系ごみを多量に排出すると想定される事業所に対して「事業系一般廃棄物減量計画書」の作成と提出の指導
- ・ 先進的な取り組みについての研修会での紹介

② 資源化目標の設定根拠〔再生利用率〕

ア. 生活系再生利用率〔%〕

前期の目標年度【平成23年度】の目標値（25%）に対し、実績値も26%となり、目標を達成しています。

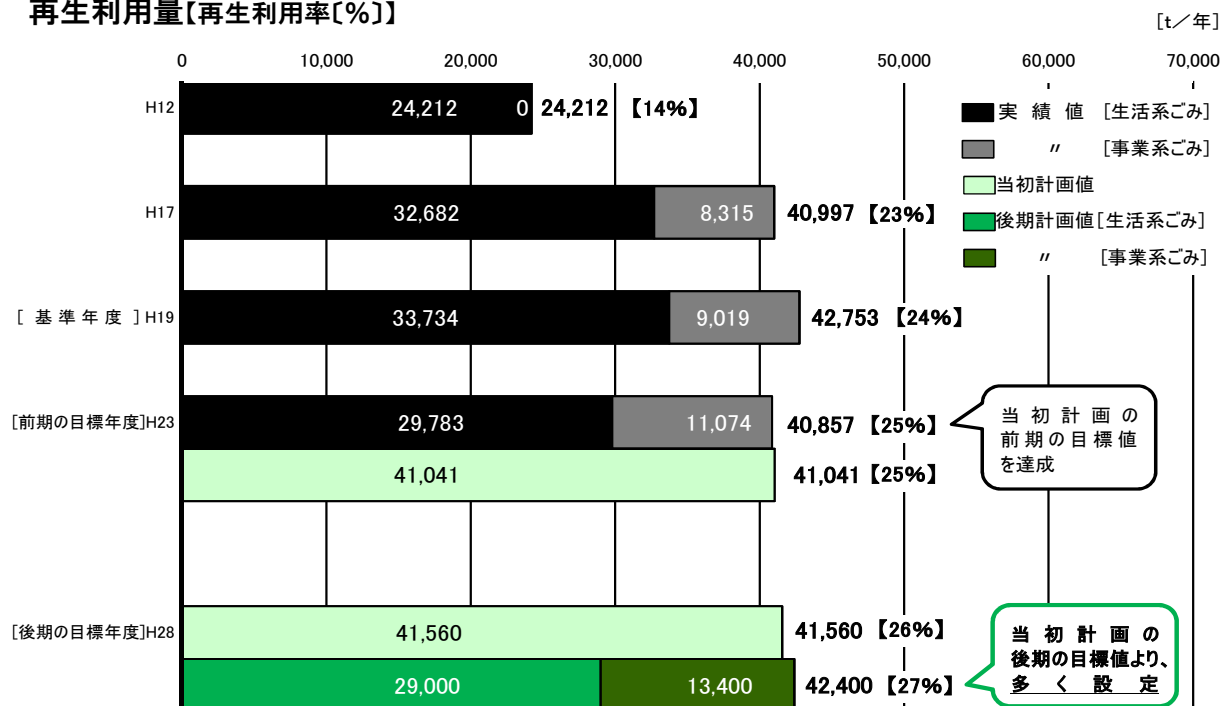
したがって、資源化が十分進んでいるものと判断し、今後もこれまでの資源化施策に取り組んでいくことで、後期の目標年度【平成28年度】の目標値を27%（平成19比：2%増）に向上させることとします。

イ. 事業系再生利用率〔%〕

前期の目標年度【平成23年度】の目標値（25%）に対し、実績値は22%となり、ほぼ目標を達成しています。

したがって、今後は、更なる事業系資源物の推進に注力することで、後期の目標年度【平成28年度】の目標値を生活系並みの27%（平成19比：4%増）に向上させることとします。

再生利用量【再生利用率〔%〕】



注記 表記の際に端数処理を行ったため、合計値等が一致しない場合がある。

| 項目 | 実績 | | | | 目標 |
|-----------------|-----|-----|---------------|------------------|------------------|
| | H12 | H17 | H19 [基準年度] | H23 [前期の目標年度] | H28 [後期の目標年度] |
| 再生利用率【計】 | 14% | 23% | 24% | 25% | 27% |
| 生活系再生利用率 | 19% | 26% | 27% | 26% | 27% |
| 事業系再生利用率 | 0% | 15% | 16% | 22% | 27% |

再生利用率 = 再生利用量 / 一般廃棄物の排出量

＜この目標を達成するためには＞

ア. 生活系再生利用量

○生ごみリサイクル事業の推進

- ・平成18年度（1地区）より実施された家庭から排出される生ごみの回収地区を平成27年度には14地区（平成23年度現在10地区）まで拡大
- ・平成28年度以降は、実施対象地区における生ごみ回収量を順次拡大予定（平成28年度の年間回収見込み量は、1,800 t）

○小型廃家電リサイクルモデル事業の推進

- ・平成28年度の年間回収見込み量は80 t 以上

○資源集団回収による古布等の固形燃料化事業の推進

○住民がより主体的に運営する回収活動の推進

○不燃ごみの資源化の推進

- ・不燃ごみの位置付けを資源物へ変更

○直接資源化の推進

- ・生ごみの資源化事業の拡大 [富山市エコタウンの活用]
- ・資源物ステーション（拠点回収）による布類の回収の推進
- ・側溝汚泥の再生事業の拡大 [再生土として活用]
- ・廃食用油の回収の推進

○処理後再生利用の資源化手法の確立

- ・富山地区広域圏クリーンセンター及び富山地区広域圏リサイクルセンターとの連携による処理残渣物の減量化・資源化手法の確立

イ. 事業系再生利用量

○民間による事業系資源物回収の推進

○事業所訪問による資源化の啓発

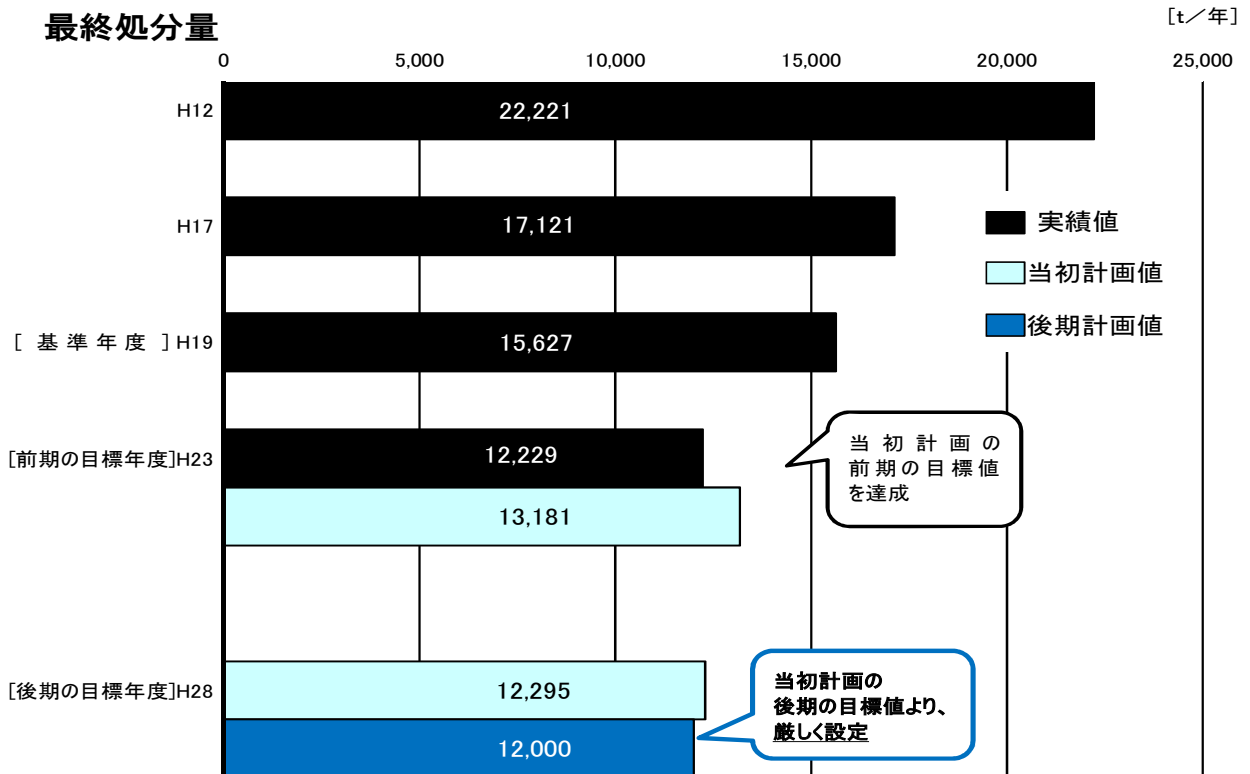
○処理後再生利用の資源化手法の確立(上記、生活系再生利用量と同様)

③ 最終処分量の削減目標の設定根拠

前期の目標年度【平成23年度】の目標値(13,181 t)に対し、実績値は12,229 tとなり、目標を達成しています。

しかしながら、富山地区広域圏クリーンセンターから排出される最終処分対象物量^{※1}は、熔融炉稼働状況によって大きく変動することから、今後もより一層のごみの減量や資源化を更に推し進め、後期の目標年度【平成28年度】の目標値を12,000 t(平成19比:23%減)とします。

^{※1}再利用できないスラグ、細粒灰や不燃物、灰処理物(集塵灰処理物や熔融飛灰処理物)



| 項目 | 単位 | 実績 | | | | 目標 |
|---------|-----|--------|--------|---------------|-----------------------|-----------------------|
| | | H12 | H17 | H19 [基準年度] | H23 [前期の目標年度] | H28 [後期の目標年度] |
| 年間最終処分量 | t/年 | 22,221 | 17,121 | 15,627 | 12,229 (H19より22%減) | 12,000 (H19より23%減) |

注記 表記の際に端数処理を行ったため、合計値等が一致しない場合がある。

<この目標を達成するためには>

- 側溝汚泥の再生事業の拡大[再生土として活用](生活系再生利用量と同様[前頁参照])
- 小型廃家電リサイクルモデル事業の推進(生活系再生利用量と同様[前頁参照])
- 処理後再生利用の資源化手法の確立(生活系及び事業系再生利用量と同様[前頁参照])

(4) 基本方針に基づく施策の展開

後期計画の計画目標(数値目標)を達成するために、市(行政)が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

また、各項目における主な施策について、次頁以降に示します。

| 基本方針 | | 項目 | 主な施策の掲載頁 | |
|------|---|----------------------------|-----------------------|----|
| 1 | 発生源からはじめる ごみ減量の推進 【発生抑制・再使用】 | 環境教育と啓発活動による意識改革の推進 | 12 | |
| | | ごみを出さない 行動を作らない の推進 | 生活系ごみの発生抑制・再使用の推進 | 12 |
| | | | 事業系ごみの発生抑制・排出抑制の推進 | 12 |
| | | | 市(行政)のごみの発生抑制・排出抑制の推進 | 12 |
| 2 | 多様なリサイクルの輪による 資源の循環的利用の推進 【分別・再生利用】 | 生活系ごみの分別排出ルール遵守の徹底 | 13 | |
| | | 事業系ごみの排出管理の徹底 | 13 | |
| | | 品目別の資源化の推進 | 13 | |
| | | 循環型ビジネスへの支援 | 13 | |
| 3 | 環境への負荷が小さい安全で 安心な適正処分の推進 【適正処理・処分】 | 【再掲】 生活系ごみの分別排出ルール遵守の徹底 | 14 | |
| | | 【再掲】 事業系ごみの排出管理の徹底 | 14 | |
| | | 収集・運搬計画 | 14 | |
| | | 中間処理計画 | 14 | |
| | | 最終処分計画 | 14 | |
| | | 排出禁止物等への対応 | 14 | |
| | | 環境美化・生活環境保全の推進 | 14 | |
| | | 災害廃棄物への対応 | 14 | |
| 4 | 計画の実現に向けた体制整備 【体制・しくみづくり】 | 公平性・透明性のある廃棄物行政の推進 | 15 | |
| | | 市民や関係機関との協力体制の確立 | 15 | |
| | | 後期計画及び各種事業・施策の進行管理の実施 | 15 | |

第2章 ごみ処理基本計画
2.3 計画目標(数値目標)の設定

| 基本方針 | 項目 | 主な施策 | 具体的な施策 | 開始年度 | 継続 | 拡大 | 新規 | |
|-------------------------------|--------------------------|------------------------------|----------------------------------|---|----|----|----|---|
| 1 発生源からはじめるごみ減量の推進(発生源抑制・再使用) | 環境教育と啓発活動による意識改革の推進 | ① 環境教育・環境学習の充実 | 1. 3R推進スクール事業 | H21 | | ○ | | |
| | | | 2. 小学3・4年生を対象とした社会科副読本「美しい富山」の配布 | H3 | ○ | | | |
| | | | 3. 「ごみ3R探検隊」事業 | | | | ○ | |
| | | ② PR・啓発活動の展開 | 1. 出前講座等による住民説明会 | H14 | ○ | | | |
| | | | 2. 事業所への訪問指導 | H6 | | ○ | | |
| | | | 3. 消費生活展でのごみ減量化・資源化事業の普及啓発 | H7 | ○ | | | |
| | | | 4. 地域研修会・イベント等の開催による啓発 | — | ○ | | | |
| | | | 5. ホームページなどの充実 | — | | ○ | | |
| | | | 6. 事業所向け減量マニュアル「事業所をスリムに！」の配布 | H6 | ○ | | | |
| | 7. 「大人の3R探検隊」事業 | | | | | | ○ | |
| | ③ 自主的・主体的な活動に対する支援と人材の育成 | 1. 【再掲】「大人の3R探検隊」事業 | | | | | | ○ |
| | ごみを作らない・出さない行動の推進 | ① 生活系ごみの発生抑制・再使用の推進 | 1. 廃棄物減量等推進審議会 | H6 | ○ | | | |
| | | | 2. 小型廃家電リサイクルモデル事業 | H22 | ○ | | | |
| | | | 3. 金属資源物分別回収の調査・研究 | | | | | ○ |
| | | ② 補助金等による経済的な支援 | 1. 資源集団回収活動推進事業 | S54 | ○ | | | |
| | | | 2. ディスポーザー排水処理システム設置補助金 | H19 | ○ | | | |
| | | ③ 生ごみの減量化を促進するための事業 | 1. 生ごみリサイクル事業 | H18 | | ○ | | |
| | | | 2. 【再掲】ディスポーザー排水処理システム設置補助金 | H19 | ○ | | | |
| | | | 3. おいしいとやま食べきり運動の推進 | H21 | ○ | | | |
| | | | 4. 水切り運動の推進 | | | | | ○ |
| | | ④ 不用品等の再使用促進のための啓発・支援 | 1. 不用品交換会支援事業 | H22 | ○ | | | |
| | | | 2. 古着・古布リユース促進への調査・研究 | | | | | ○ |
| | | ⑤ 容器包装削減のための啓発・支援 | 1. レジ袋削減へのPR | H19 | ○ | | | |
| | | 事業系ごみの発生抑制・排出抑制の推進 | ① 事業所の自主的な取り組みの奨励 | 1. 事業系ごみを多量に排出すると想定される事業所に対して「事業系一般廃棄物減量計画書」の作成と提出の指導 | H6 | | ○ | |
| | | | | 2. 先進的な取り組みについての研修会での紹介 | | | | ○ |
| | | | | 3. 団体(企業団地・商店街)が行う古紙回収活動への支援 | — | ○ | | |
| | ② 事業系ごみ減量化の新たな方策の調査・研究 | | 1. 富山地区広域圏クリーンセンターへの搬入手数料見直し | — | ○ | | | |
| 2. 県内市町村と連携して、先進事例の調査・研究 | | | | | | | ○ | |
| ③ 過剰包装削減のための啓発 | 1. 【再掲】事業所への訪問指導 | | H6 | | ○ | | | |
| | 2. 【再掲】ホームページなどの充実 | — | | ○ | | | | |
| 市(行政)のごみの発生抑制・排出抑制の推進 | ① 市庁舎等の行政施設における3Rの推進 | 1. 「富山市環境マネジメントシステム」の導入 | H14 | ○ | | | | |
| | | 2. グリーン購入法適合商品の率先的な購入やマイはし運動 | — | ○ | | | | |
| | ② 市主催の催事場等における3Rの推進 | 1. 消費生活展で、3Rに関するパネルを展示し、啓発 | H7 | ○ | | | | |
| | | 2. エコイベント開催マニュアルの作成 | | | | | ○ | |

| 基本方針 | 項目 | 主な施策 | 具体的な施策 | 開始年度 | 継続 | 拡大 | 新規 | |
|--|--|---|--|---------------------|-----|----|----|---|
| 2 多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 〔分別・再生利用〕 | 生活系ごみの分別排出ルール遵守の徹底 | ① 分別排出ルール遵守のための啓発 | 1. 【再掲】出前講座等による住民説明会 | H14 | ○ | | | |
| | | | 2. 「家庭ごみの分け方・出し方」の市内全戸配布による分別排出、適正排出の啓発 | — | ○ | | | |
| | | | 3. 「ごみ・資源物収集カレンダー」の市内全戸配布による排出日の周知 | — | ○ | | | |
| | | | 4. 「家庭ごみの分け方・出し方」外国語版配布 | — | ○ | | | |
| | | | 5. 【再掲】ホームページなどの充実 | — | | ○ | | |
| | | ② 指導の徹底 | 1. 環境センター内に業務指導担当を設置 | H18 | ○ | | | |
| | | 2. 集合住宅への指導の強化 | — | | ○ | | | |
| | | ③ 違反ごみ等への対応 | 1. 違反ごみ等への対応 | — | ○ | | | |
| | | 2. 違反の多いごみ集積場への指導 | | | | | ○ | |
| | 事業系ごみの排出管理の徹底 | ① 指導・啓発の徹底 | 1. 【再掲】事業系ごみを多量に排出すると想定される事業所に対して「事業系一般廃棄物減量計画書」の作成と提出の指導 | H6 | | ○ | | |
| | | | 2. 【再掲】事業所への訪問指導 | H6 | | ○ | | |
| | | | 3. 事業所向け減量マニュアルの配布や研修会等の開催 | H6 | ○ | | | |
| | | ② 新たな資源化促進制度導入の検討 | 1. 【再掲】事業系ごみを多量に排出すると想定される事業所に対して「事業系一般廃棄物減量計画書」の作成と提出の指導 | H6 | | ○ | | |
| | | | 2. 【再掲】県内市町村と連携して、先進事例の調査・研究 | | | | | ○ |
| | | ③ 小規模事業所に対する排出の指導 | 1. 【再掲】違反ごみ等への対応 | — | ○ | | | |
| | | | 2. 効率的なごみ収集の調査・研究 | | | | | ○ |
| | | ④ 焼却施設における展開検査の実施 | 1. 資源化可能分の組成調査 | — | | ○ | | |
| | | | 2. 資源化可能分の排出量調査 | — | | ○ | | |
| | | | 3. 産業廃棄物混入の抑制 | — | | ○ | | |
| | | 品目別の資源化の推進 | ① 容器包装類の資源化事業の推進 | 1. 廃棄物分別回収推進事業 | H17 | ○ | | |
| | | | | 2. 【再掲】資源集団回収活動推進事業 | S54 | ○ | | |
| | 3. 資源物ステーション運営事業 | | | H17 | ○ | | | |
| | 4. 空き缶地区回収モデル事業 | | | | | | ○ | |
| | 5. ペットボトルなどの効率的な回収方法に関する、調査・研究 | | | | | | ○ | |
| | ② 古紙類の資源化事業の推進 | | 1. 【再掲】資源集団回収活動推進事業 | S54 | ○ | | | |
| | | | 2. 【再掲】資源物ステーション運営事業 | H17 | ○ | | | |
| | | | 3. 「事業系一般廃棄物減量計画書」の提出対象事業所への、戸別訪問(事業所訪問)や研修会で、古紙リサイクルの重要性を啓発 | H6 | ○ | | | |
| 4. 雑がみの効率的な回収方法に関する、調査・研究 | | | | | | ○ | | |
| ③ 古布類の資源化事業の推進 | 1. 【再掲】資源集団回収活動推進事業 | | S54 | ○ | | | | |
| | 2. 【再掲】資源物ステーション運営事業 | | H17 | ○ | | | | |
| | 3. 布類リユース事業 | | H22 | ○ | | | | |
| | 4. 可燃物(古布)リサイクル事業 | | H20 | ○ | | | | |
| ④ 生ごみの資源化事業の推進 | 1. 【再掲】生ごみリサイクル事業 | | H18 | | ○ | | | |
| | 2. 家庭における資源化の調査・研究(段ボールコンポスト等) | | | | | ○ | | |
| ⑤ 側溝汚泥の資源化事業の推進 | 1. 側溝汚泥再生処理事業 | H18 | ○ | | | | | |
| ⑥ 剪定枝や刈草、木くずの資源化事業の推進 | 1. 富山市エコタウン内のリサイクル施設にて、市の公園から出た剪定枝や刈草等のリサイクル | H14 | ○ | | | | | |
| | 2. 民間処理業者への支援 | — | ○ | | | | | |
| ⑦ 食品廃棄物の資源化事業の推進 | 1. 富山市エコタウン内のリサイクル施設にて、学校給食から出た食品廃棄物をリサイクル | H14 | ○ | | | | | |
| | 2. 【再掲】事業所への訪問指導 | H6 | | ○ | | | | |
| ⑧ 「富山市バイオマスタウン構想」と連動した資源化事業の推進 | 1. 【再掲】生ごみリサイクル事業 | H18 | | ○ | | | | |
| | 2. 木質ペレット普及促進事業 | H20 | ○ | | | | | |
| | 3. BDF燃料の普及促進 | H18 | ○ | | | | | |
| | 4. 剪定枝の堆肥化・炭化事業 | H16 | ○ | | | | | |
| ⑨ その他資源化事業の推進 | 1. 【再掲】小型家電リサイクルモデル事業 | H22 | ○ | | | | | |
| | 2. 廃食用油の資源化の推進 | H21 | ○ | | | | | |
| | 3. 家電リサイクル法対象品目のリサイクル推進 | H13 | ○ | | | | | |
| | 4. パソコンリサイクルの啓発 | H16 | ○ | | | | | |
| | 5. 可燃ごみ固形燃料化事業 | H20 | ○ | | | | | |
| | 6. 使用済みハガキのリサイクルの推進 | H9 | | ○ | | | | |
| | 7. 不燃物の中の金属資源物の区分の変更と資源化の啓発 | H23 | ○ | | | | | |
| 循環型ビジネスへの支援 | ① 民間施設の活用と施設設備の推進 | 1. 富山市エコタウンへの支援 | H14 | ○ | | | | |
| | | 2. 生ごみリサイクル事業、可燃物リサイクル事業、BDF燃料の普及等での、民間施設や技術の活用 | — | ○ | | | | |
| | | 3. 環境関連新事業創出促進助成金 | H17 | ○ | | | | |
| | ② 再生品の利用拡大 | 1. 生ごみリサイクル事業実施地区へ、そのリサイクル過程で作られた堆肥を配布や再生品の啓発 | H18 | ○ | | | | |
| | | 2. 事業系一般廃棄物減量等研修会にて配布している減量マニュアルなどで再生品の利用を促進 | H6 | ○ | | | | |
| | | 3. 率先的なグリーン購入法適合商品の購入 | — | ○ | | | | |
| ③ 資源化情報やノウハウ等の蓄積と提供 | 1. エコタウン交流推進事業 | H14 | ○ | | | | | |
| | 2. 資源化情報等に関する調査・研究 | | | | ○ | | | |

第2章 ごみ処理基本計画
2.3 計画目標(数値目標)の設定

| 基本方針 | 項目 | 主な施策 | 具体的な施策 | 開始年度 | 継続 | 拡大 | 新規 | |
|---|------------------------|---|---|---|---|------------------|-------------|--|
| 3 環境への負荷が小さい安全で安心な適正処分の推進 〔適正処理・処分〕 | 【再掲】生活系ごみの分別排出ルール遵守の徹底 | ① 【再掲】分別排出ルール遵守のための啓発 | 1. 【再掲】出前講座等による住民説明会 | H14 | ○ | | | |
| | | | 2. 【再掲】「家庭ごみの分け方・出し方」の市内全戸配布による分別排出、適正排出の啓発 | — | ○ | | | |
| | | | 3. 【再掲】「ごみ・資源物収集カレンダー」の市内全戸配布による排出日の周知 | — | ○ | | | |
| | | | 4. 【再掲】「家庭ごみの分け方・出し方」外国語版配布 | — | ○ | | | |
| | | | 5. 【再掲】ホームページなどの充実 | — | | ○ | | |
| | | ② 【再掲】指導の徹底 | 1. 【再掲】環境センター内に業務指導担当を設置 | H18 | ○ | | | |
| | | | 2. 【再掲】集合住宅への指導の強化 | — | | ○ | | |
| | | ③ 【再掲】違反ごみ等への対応 | 1. 【再掲】違反ごみ等への対応 | — | ○ | | | |
| | | | 2. 【再掲】違反の多いごみ集積場への指導 | | | | ○ | |
| | 【再掲】事業系ごみの排出管理の徹底 | ① 【再掲】指導・啓発の徹底 | 1. 【再掲】事業系ごみを多量に排出すると想定される事業所に対して「事業系一般廃棄物減量計画書」の作成と提出の指導 | H6 | | ○ | | |
| | | | 2. 【再掲】事業所への訪問指導 | H6 | | ○ | | |
| | | | 3. 【再掲】事業所向け減量マニュアルの配布や研修会等の開催 | H6 | ○ | | | |
| | | ② 【再掲】新たな資源化促進制度導入の検討 | 1. 【再掲】事業系ごみを多量に排出すると想定される事業所に対して「事業系一般廃棄物減量計画書」の作成と提出の指導 | H6 | | ○ | | |
| | | | 2. 【再掲】県内市町村と連携して、先進事例の調査・研究 | | | | ○ | |
| | | ③ 【再掲】小規模事業所に対する分別排出の指導 | 1. 【再掲】違反ごみ等への対応 | — | ○ | | | |
| | | | 2. 【再掲】効率的なごみ収集の調査・研究 | | | | ○ | |
| | | ④ 【再掲】焼却施設における展開検査の実施 | 1. 【再掲】資源化可能分の組成調査 | — | | ○ | | |
| | | | 2. 【再掲】資源化可能分の排出量調査 | — | | ○ | | |
| | | | 3. 【再掲】産業廃棄物混入の抑制 | — | | ○ | | |
| | | 収集・運搬計画 | ① 効率的な収集・運搬体制の整備 | 1. 直営・委託の見直し | — | ○ | | |
| | | | | 2. 市民満足度の高いごみ収集・運搬体制の整備 | 1. ごみ集積場設置補助金及びネット補助金 2. 戸別有料収集 3. 【再掲】資源物ステーション運営事業 4. 委託業者への適正処理の指導 5. 収集体制の見直しの調査・研究 | H8 S58 H17 | ○ ○ ○ | |
| | ③ 環境にやさしい収集車両の導入 | | 1. BDF燃料塵芥車の導入 | H18 | ○ | | | |
| | | | 2. 低公害車の導入 | H20 | ○ | | | |
| | 中間処理計画 | | ① 中間処理施設の適正管理と処理に伴う環境負荷の低減 | 1. 廃棄物処理法、関係法令の遵守(クリーンセンターにおける定期的な煙突排ガス濃度やダイオキシン類濃度調査の継続) | H10 | ○ | | |
| | | 2. 焼却により発生する熱エネルギーによる発電や余熱利用 | | S58 | ○ | | | |
| | | ② 熔融スラグの利用用途の拡大 | 1. 熔融スラグの需要先確保や調査・研究を進め、公共事業での積極的な利用 | H16 | ○ | | | |
| | 最終処分計画 | ① 最終処分場(山本一般廃棄物最終処分場)の適正管理と処分に伴う環境負荷の低減 | 1. 廃棄物処理法、関係法令の遵守(施設周辺地域での定期的な水質調査の継続) | — | ○ | | | |
| | | | ② 埋立量の減量化・減容化の推進 | 1. 【再掲】側溝汚泥再生処理事業 2. 【再掲】熔融スラグの需要先確保や調査・研究を進め、公共事業での積極的な利用 | H18 H16 | ○ ○ | | |
| | | ③ 計画的な施設の確保に向けた検討 | 1. 富山地区広域圏事務組合と連携し、計画的な施設の確保に向けた検討 | — | ○ | | | |
| | 排出禁止物等への対応 | ① 排出禁止物の啓発・指導の徹底 | 1. 【再掲】「家庭ごみの分け方・出し方」の市内全戸配布による分別排出・適正排出の啓発 | — | ○ | | | |
| 2. 【再掲】違反ごみ等への対応 | | | — | ○ | | | | |
| ② 在宅医療廃棄物の取り扱いについて | | 1. 【再掲】違反ごみ等への対応 2. 医師会等の関係団体と連携 | — — | ○ ○ | | | | |
| 環境美化・生活環境保全の推進 | ① 不法投棄の防止対策の推進 | 1. 定期的な不法投棄防止パトロール | — | ○ | | | | |
| | | 2. のぼり旗の設置 | — | ○ | | | | |
| | ② 不適正処理の防止対策の推進 | 1. 排出事業所及び処理業者の立ち入り調査 2. 資源物抜き取り対策 | — — | ○ ○ | | | | |
| ③ まちの環境美化推進 | 1. 環境美化運動実践事業 | S58 | ○ | | | | | |
| | 2. 海岸環境美化推進事業 | H19 | ○ | | | | | |
| 災害廃棄物への対応 | ① 「災害廃棄物処理計画」の策定の検討 | 1. 災害廃棄物処理計画策定に向けた検討 | | | | ○ | | |

| 基本方針 | 項目 | 主な施策 | 具体的な施策 | 開始年度 | 継続 | 拡大 | 新規 |
|-------------------------------|-----------------------|---------------------------------|---|------------------------------|-----|----|----|
| 4 計画実現に向けた体制整備 〔体制・しくみづくり〕 | 公平性・透明性のある廃棄物行政の推進 | ① 廃棄物処理にかかる費用の透明化 | 1. 「富山市の環境」をホームページに掲載・公開 | H19 | ○ | | |
| | | | 2. 「廃棄物会計基準」の導入へ向けた調査・研究 | | | | ○ |
| | | ② 事業評価の実施 | 1. 廃棄物減量等推進審議会にて処理計画の見直しを行い、その結果を公表 | — | ○ | | |
| | | ③ 情報管理・情報開示システムの充実 | 1. 【再掲】「富山市の環境」をホームページに掲載・公開 | H19 | ○ | | |
| | | | 2. 【再掲】ホームページなどの充実 | — | | ○ | |
| | | | 3. ITの活用 | — | ○ | | |
| | 市民や関係機関との協力体制の確立 | ① 市関係部局との連携 | 1. 市民生活部と連携し、まちの美化活動や消費生活展での啓発に取り組むなど、さまざまな施策で関係部局と連携 | — | ○ | | |
| | | | ② 国・県・警察・富山地区広域圏及び構成市町村との連携 | 1. 富山県市町村一般廃棄物対策推進協議会の運営 | H7 | ○ | |
| | | | 2. 【再掲】資源物抜き取り対策 | — | | ○ | |
| | | ③ 環境審議会及び廃棄物減量等推進審議会との連携 | 1. 環境審議会での審議内容について研究し、廃棄物減量等推進審議会の運営に反映 | — | ○ | | |
| | 後期計画及び各種事業・施策の進行管理の実施 | ④ 資源物抜き取り対策協力体制の確立 | 1. 関係団体との連携 | | | | ○ |
| | | | ① 後期計画に基づくごみ処理実施計画の作成 | 1. ごみ処理実施計画作成 | — | ○ | |
| | | | ② 後期計画の毎年度の進行管理の実施 | 1. 【再掲】「富山市の環境」をホームページに掲載・公開 | H19 | ○ | |
| | | ③ 後期計画の目標年度における計画全体の評価及び次期計画の策定 | 1. 計画全体の評価と見直しの実施 | H23 | | | ○ |

第3章 生活排水処理基本計画

3.1 基本理念

後期計画の目指す基本理念は、次のとおりであり、当初計画より変更はありません。

「人と自然にやさしい」快適な生活環境づくり・良好な水環境づくりをめざして

市民が生活の豊かさを実感できる社会の実現に向けて、快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の良好な水環境づくりが望まれています。

そのためには、私たち一人ひとりが主役となって、生活排水対策に自主的・主体的に取り組むことが重要になります。また、整備地域の特性を勘案し、経済性や効率性を踏まえた施設整備を今後も計画的に進め、これと同時に施設整備完了地域における早期水洗化の促進を進めることが必要になります。

このような取り組みをできるところから段階的に講じていくことで、基本理念の実現を目指します。

3.2 基本方針

基本理念を実現していくための後期計画の基本方針は、次のとおりです。

基本方針1

生活排水処理区域の拡大

整備地域の特性を勘案し、経済性や効率性を踏まえた生活排水処理施設の整備を計画的に進めていきます。また、施設整備完了地域における早期水洗化を促進させるため、市職員による戸別訪問や水洗便所改造等資金貸付制度を継続的に実施する等して、普及・啓発活動を進めていきます。

基本方針2

合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理の徹底

汲み取り便所や単独処理浄化槽の利用世帯のうち、下水道整備区域以外の地域に在住する世帯や、下水道整備区域にあっても相当の期間、整備が行われない地域に在住する世帯に対して、合併処理浄化槽への早期転換を進めるため、普及啓発活動を進めていきます。

また、合併処理浄化槽は、適正な維持管理がなされてはじめて本来の処理性能を発揮することから、設置世帯に対し、生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性等について、定期的に啓発・指導等を行っていきます。

基本方針3

し尿・浄化槽汚泥の適正な収集・運搬体制の整備

生活排水処理施設の整備進捗に伴って、本市のし尿・浄化槽汚泥の収集世帯数は今後も減少しつづけることが見込まれています。このため、対象世帯の点在化を踏まえた効率的な収集・運搬システムについて、適宜見直しを図っていきます。

基本方針4

し尿処理施設の適正な運営管理

本市から発生するし尿・浄化槽汚泥は、現在、市所管の浄化槽汚泥専用処理施設（つばき園）と、富山地域衛生組合が所管するし尿処理施設（中部衛生センター施設及び万浄園施設）により処理を行っていますが、両し尿処理施設の老朽化が著しいことから、平成26年4月より、新施設〔(仮)汚泥再生処理センター^{※1}〕（以下、「新施設」という。）及び基幹改良した中部衛生センター施設にて処理する予定です。新施設の供用開始に伴い、万浄園施設は廃止となります。

なお、今後も、し尿・浄化槽汚泥処理を効率かつ適正に行うため、処理量に見合った施設能力の維持と適正な運転を行います。また、処理に伴って発生する余剰汚泥のリサイクルを図る等して、埋立量の削減に努めていきます。

^{※1}汚泥再生処理センターとは、し尿及び浄化槽汚泥を処理する水処理設備と、水処理設備から発生する汚泥等を資源化する資源化設備を組み合わせた施設をいう。

3.3 対象となる生活排水及び処理主体

対象となる生活排水及び処理主体は、次のとおりとします。

| 処理施設の種類 | | 対象となる生活排水 | 処理主体 |
|---|-------------|-------------------------|----------|
| 下水道 | 流域下水道 | し尿及び生活雑排水 | 富山県 |
| | 公共下水道 | し尿及び生活雑排水 | 富山市 |
| | 特定環境保全公共下水道 | し尿及び生活雑排水 | 富山市 |
| 農業集落排水施設 | | し尿及び生活雑排水 | 富山市 |
| コミュニティ・プラント | | し尿及び生活雑排水 | 富山市 |
| 合併処理浄化槽 | | し尿及び生活雑排水 | 個人等 |
| 単独処理浄化槽 | | し尿 | 個人等 |
| 浄化槽汚泥専用処理施設（つばき園） | | 浄化槽汚泥 ^{※2} | 富山市 |
| し尿処理施設（中部衛生センター施設、万浄園施設 ^{※1} ） | | し尿及び浄化槽汚泥 ^{※3} | 富山地域衛生組合 |

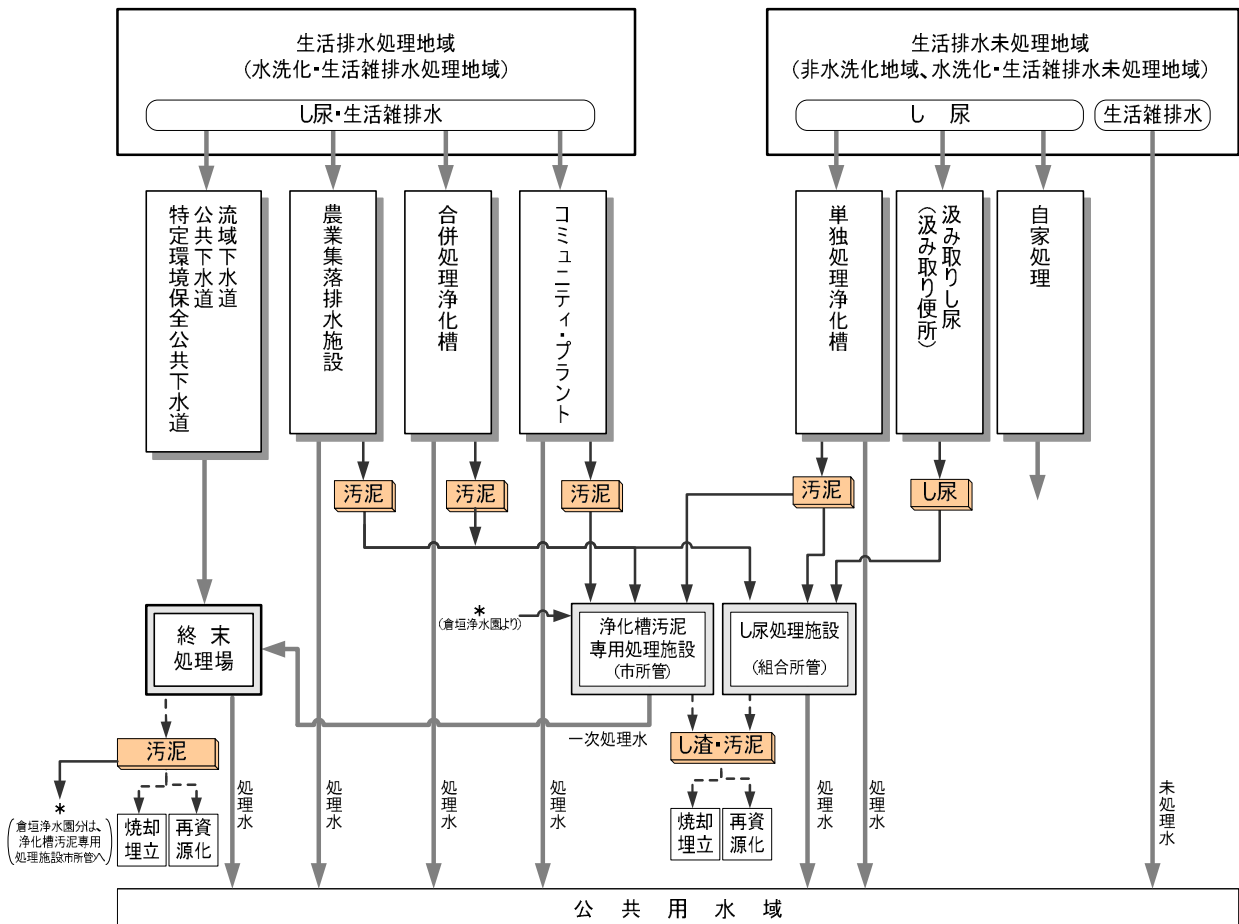
※1新施設の供用開始に伴い、万浄園施設は廃止。

※2富山地域の農業集落排水施設、コミュニティ・プラント及び一部下水道終末処理場（倉垣浄水園）の処理汚泥を含む。

※3富山地域以外の農業集落排水施設の処理汚泥を含む。

3.4 生活排水の処理体系

今後当面の間、生活排水の処理体系は、次のとおりとします。



3.5 生活排水の処理計画

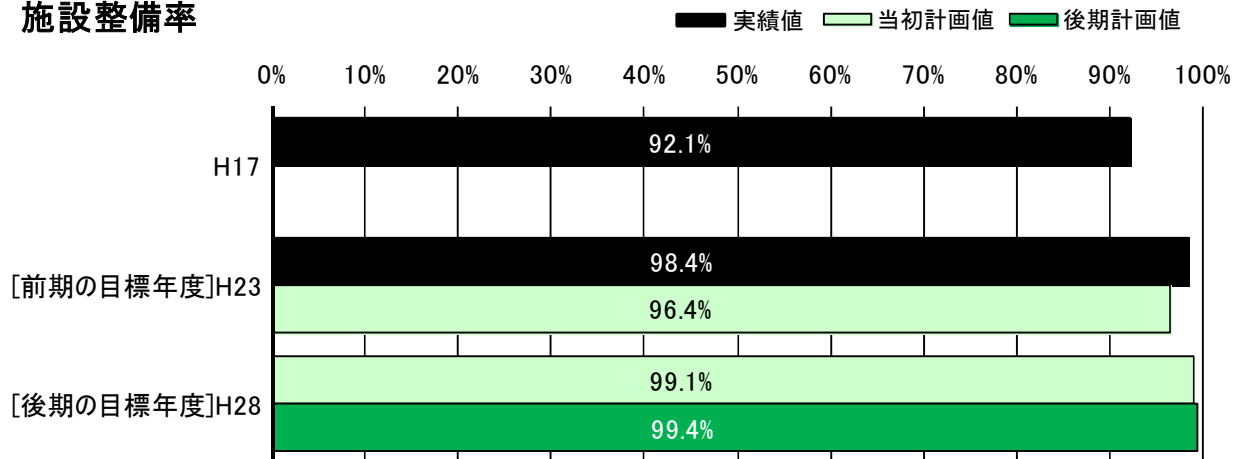
(1) 計画目標(数値目標)の設定

後期の目標年度における計画目標(数値目標)を次のとおり掲げます。

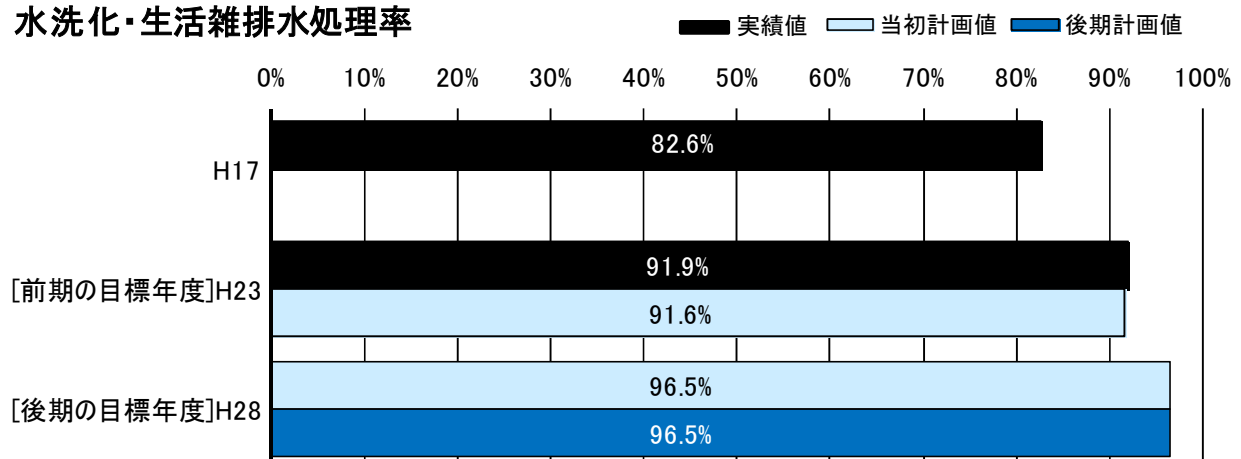
| 計 画 目 標 | | 実 績 | | 目 標 |
|----------------------|------|--------|-----------------------------------|---------------------|
| | | 平成17年度 | 平成23年度 ^{※1} [前期の目標年度] | 平成28年度 [後期の目標年度] |
| 施設整備率 (汚水処理人口普及率) | 当初計画 | 92.1 % | 96.4 % | 99.1 % |
| | 後期計画 | 92.1 % | 98.4 % | 99.4 % |
| 水洗化・生活雑排水処理率 | 当初計画 | 82.6 % | 91.6 % | 96.5 % |
| | 後期計画 | 82.6 % | 91.9 % | 96.5 % |

^{※1}平成23年度の値は、平成23年2月末日時点での推定値。

施設整備率



水洗化・生活雑排水処理率



3.6 し尿・汚泥の処理計画

(1) 排出抑制・資源化計画

① 排出抑制

収集運搬業者に対し、浄化槽清掃汚水を過剰に汲み取らないよう、指導を行っていきます。

また、大規模合併処理浄化槽や農業集落排水施設等については、関係部署と連携し、汚泥脱水設備の設置や汚泥濃縮移動車両の導入等について検討していきます。

② 資源化計画

し尿処理施設から発生する余剰汚泥においては、現在、中部衛生センター施設において脱水・乾燥後、乾燥汚泥は肥料として農地還元が行われています。今後も引き続きこれらの資源化を進めていきます。

(2) 収集・運搬計画

収集・運搬区域（計画収集区域）は、これまで通り、本市全域とします。

また、今後はさらに収集世帯数の減少が見込まれることから、月変動の平準化や市民サービスの低下を招かないことに配慮し、収集量に見合った体制整備を適宜検討していきます。

(3) 中間処理計画

現在、し尿・浄化槽汚泥の中間処理は、市所管の浄化槽汚泥専用処理施設（つばき園）と、富山地域衛生組合が所管するし尿処理施設（中部衛生センター施設及び万浄園施設）により処理を行っていますが、両し尿処理施設の老朽化が著しいことから、平成26年4月より、新施設及び基幹改良した中部衛生センター施設にて処理する予定です。新施設の供用開始に伴い、万浄園施設は廃止となります。また、つばき園に関しては、これまで通りの処理体制にて安定かつ適正に処理していきます。

なお、今後も、し尿・浄化槽汚泥処理を効率的かつ適正に行うため、処理量に見合った施設能力の維持と適正な運転を行います。

(4) 最終処分計画

中間処理後に発生する処理残渣として、し渣（ごみ等の夾雑物）と余剰汚泥があります。

つばき園から発生するし渣は、焼却処理後に埋立処分、また、余剰汚泥は、脱水・焼却処理後に埋立処分を行い、これまで通りの処分体制で対応していきます。

万浄園施設から発生するし渣は、焼却処理後に埋立処分、また、余剰汚泥は、脱水・焼却処理後に埋立処分を行い、廃止するまでの間は、これまで通りの処分体制で対応していきます。

中部衛生センター施設から発生するし渣は、焼却処理後に埋立処分、また、余剰汚泥は、脱水・乾燥後、肥料として農地還元を行い、新施設が供用開始するまでの間は、これまで通りの処分体制で対応していきます。

平成26年4月供用開始予定の新施設から発生するし渣は、場外搬出し、焼却処理後に埋立処分、また、余剰汚泥は、脱水・乾燥後、肥料として農地還元を行う予定です。